

大阪府なにわ南府税事務所
所長 西口 栄一 様

自治労大阪府職員労働組合 税務支部
大阪分会 分会長 木田 貴之



令和3年度予算編成等に向けた職場環境整備等の要求書

大阪府大阪自動車税事務所に所属する組合員の健康管理と福利厚生の実を図り、健康で安心できる職場づくりと、併せて事務運営の効率化と府民サービスの向上を図るため、下記の事項についてすみやかに実現されるよう要求し、誠意ある回答を求めます。

記

1. 職員の健康管理の観点より冷暖房・空調について下記のことを行うこと。
 - (1) 冷暖房運転・換気操作については、運転期間にとらわれず年間を通じて実際の気温・湿度に適応した運転をすること。また、空気の清浄性が保たれるように定期的な点検を行うこと。
 - (2) 勤務時間中は冷暖房運転を行うとともに、時間外勤務命令を発令する際には冷暖房の運転を行うこと。また、運転開始時間についても室内温度に応じ弾力的に行うこと。
2. 職場の労働安全衛生の観点から夕陽丘庁舎の執務室の保全・改善を行うこと。
 - (1) 庁舎・施設に係る耐震性の確保、震災等災害時の避難誘導等点検整備を怠らないこと。また、執務室内の安全対策の充実を図ること。
 - (2) 各執務室の温度については場所により偏りがないよう空調の設定温度及び風向等を適宜調整すること。また、2階執務室については西日の対策を行うこと。
 - (3) 休養室について、利用しやすいよう設置場所を工夫し充実をはかること。
 - (4) 地階に設置している可動式書架について点検を行うとともに、故障し動かない書架については修理を行うこと。
 - (5) 1階通用口近くの階段にある泥除けマットについて、転倒の危険があるため新しいものに更新すること。